

総 税 市 第 53 号  
平成 29 年 5 月 24 日

大阪府泉佐野市長 殿

総務省自治税務局市町村税課長  
(公印省略)

### ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等について

ふるさと納税に係る返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「大臣通知」という。)において、各地方団体に対し、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いしましたが、仮に、一部の地方団体が、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付するような状況が続ければ、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼし、返礼品競争の是正が図られず、ひいては、制度全体に対する国民の信頼を損なうことが懸念されます。

全国の地方団体が送付している返礼品について、総務省がインターネット検索等によって調査(4月時点)したところ、貴団体においては、別表に挙げた返礼品が大臣通知に記載のある制度の趣旨に反するような返礼品に該当すると考えられます。

貴職におかれでは、返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判も現れてきている現状の中で、返礼品競争の是正を図り、制度を健全に発展させていくためには、各地方団体が見直しを先延ばしすることなく、率先して責任と良識のある対応を行う必要があることについて、特に、ふるさと納税受入額が多く、返礼品競争の過熱問題に対する影響が大きい団体として、改めて、御認識いただくようお願いします。

その上で、制度の趣旨に反するような返礼品の送付について、4月時点で、

- ・対応未定又は見直す予定がなかったものは、改めて、大臣通知の趣旨を踏まえ、見直しを行っていただき、今後の見直し方針を報告していただくよう、
  - ・既に見直しを行う意向を示しているものは、大臣通知に沿った見直しを確実に進めいただき、その見直しの進捗状況を報告していただくよう、
- それぞれ下記のとおりお願いします。

今後、必要に応じ、報告内容を公表する可能性があり、また、報告内容等によっては、直接ヒアリングを実施させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

なお、大臣通知の第 2 返礼品のあり方 2(3) に記載している住民に対する返礼品については、別途、見直し状況の調査等を行う予定であるので、送付している場合は、速やかに見直しを行うようお願いします。

この通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4(技術的な助言)に基づくものです。

記

**1 送付文書**

- ・通知本文
- ・別表

**2 報告方法**

別表の記入例を参考に、別表に挙げられている項目ごとに5月末時点の見直し方針又は見直しの進捗状況を記入してください。

別表のファイル名は変更せず、電子メールにより提出してください。

**3 提出先**

総務省自治税務局市町村税課 (furusato-pr@soumu.go.jp) 及び都道府県の担当者宛て

**4 報告期限**

平成29年6月5日（月）